

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の考え方について

新制度では、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者は、市町村の定める利用者負担額を徴収することとされた。

市町村が定める利用者負担については、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされた。(応能負担)

### 1. 現行の利用者負担について

#### (1) 幼稚園保育料について

- 幼稚園の保育料は学校教育法第6条に基づく授業料であり、設置者が独自に金額を設定している。
- 市立幼稚園については、使用料として月額8,000円の保育料を徴収している。
- 私立幼稚園については、20,000円から200,000円の入園料と、月額18,000円から37,300円の保育料を徴収している。
- 保護者の負担軽減を図るため、国基準に基づき、所得階層区分に応じた就園奨励助成金(市立幼稚園に関しては減免)が支給されている。
- 就園奨励事業に係る所得階層区分については、当該年度の市民税額をもとに決定する。
- 就園奨励事業において、多子世帯の負担軽減を図るため、小学校3年までの範囲において2人目以降の子どもが幼稚園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降について無償となっている。

#### (2) 保育所保育料について

- 保育所の保育料は、市町村が家計に与える影響を考慮して設定する一部負担金である。
- 保育料の徴収は保育所の入所決定を行った市が行い、保育料は公立、私立及び他市のいずれの保育所に入所しても同じ額となる。
- 保育所運営に係る国庫負担金の精算基準として「徴収金基準額」が定められている。一方、入所児童1人当たりの運営費の月額単価(保育単価)を限度として保育料を設定することとされており、高所得階層では「保育単価」が保育料になる。
- 所得階層区分については、前年分所得税額(年少扶養控除割り戻し後の額)をもとに決定することとされている。
- 多子軽減については、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を同時に利用している場合、第2子について半額、第3子以降について無償とされている。
- 本市では所得階層区分について、国基準の8区分を細分化し、12区分としている。
- 徴収額については、低所得世帯から高所得世帯まで全ての階層(生活保護世帯を除く)において、市単独で引き下げを行い、保護者の負担軽減を図っている。
- 簡易保育施設については、保育所保育料より2割を減額した額を施設が徴収している。

### 2. 新制度における利用者負担に関する国の考え方

#### (1) 利用者負担に関して国が定める水準

- 教育標準時間認定(1号給付)を受ける子どもについては、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均(月額25,700円)と、現行の幼稚園就園奨励費の補助を受けた後の実質負担額を仮の額とした。
- 保育認定(2・3号給付)を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮した額を仮の額とした。
- 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。
- 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定する。

#### (2) 所得階層の区分数について

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分とする。
- 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分とする。

#### (3) 所得階層区分の決定方法及び算定方法について

- 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行う。
- 平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたが、保育所の保育料の決定にあたっては、扶養控除の廃止に伴う保育料への影響を避けるため、扶養控除見直し前の旧税額を市町村において再計算し、扶養控除見直し前の旧税額を基にして保育料を決定する取り扱いをしている。新制度の利用者負担の算定にあたっては、旧税額を再計算する方法ではなく、現行の税額を基とする方法に改める。その際、改正の前後で極力中立的なものになるよう所得階層の区分に用いる税額を変更することとする。

#### (4) 利用者負担の切り替え時期について

- 4月～8月は「前年度分の市町村民税額」により認定し、9月以降は「当年度分」により決定する。

#### (5) 多子軽減の取扱いについて

- 現行の幼稚園・保育所における取り扱いと同様に、多子軽減を導入する。
- 平成26年度予算における幼稚園就園奨励費の多子軽減措置の拡充の内容と整合性をとった形で実施する。

(6) 低所得世帯等の減免規定の取り扱い

- 保育所運営費では、所得税非課税世帯に該当する世帯の保育料について、その世帯が、母子世帯等に該当する場合に、減免規定を設けており、新制度の利用者負担においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様の配慮を求めることとする。

(7) 実費徴収・上乗せ徴収の取扱いについて

- 実費徴収については、現在、幼稚園、保育所において行っているものについては、これまでと同様の整理とする。
- 上乗せ徴収については、教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、行うことを可能とする。

(8) 幼稚園に関する経過措置

- 現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園について、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとする。

### 3. 新制度における利用者負担に関する本市の考え方

(1) 基本的な考え方

- 新制度への円滑な移行を図るため、保育料については、基本的に現行の利用者負担をベースに、改正前後で極力中立的なものになるように設定する。
- 教育・保育施設と地域型保育事業との間で、さらには施設・事業の種別によって差を設けず、認定区分が同じであれば、すべての施設・事業を通じて同額に設定する。
- 利用者負担に関する国の考え方を基本とし、従前から市独自で取り組んできた負担軽減等(金額軽減及び階層の増)については引き続き実施していくこととする。

(2) 教育標準時間認定を受けた子ども(1号子ども)の利用者負担額について

- 本市の1号子どもの利用者負担額については、国が示した階層及び額とし、国が定める「給付単価」を限度とする
- 本市が新たに設定する利用者負担金の額よりも、現在低い保育料を設定している幼稚園については、一定の要件の下で経過措置を講ずることとする。

(3) 保育認定を受けた子ども(2号・3号子ども)の利用者負担額について

- 年齢区分については現行通り(3歳未満児、3歳児、4・5歳児)とする。
- 階層や保育料の設定にあたっては、現行の所得階層区分及び各階層の保育料を維持することを基本としながら、階層区分の決定を所得税額から市民税所得割額に置き換える
- 階層区分を決定するための市民税所得割額の設定にあたっては、極力、国が示す利用者負担のイメージに合わせることで、改正前後で極力中立的なものになるように設定する。
- 次の点については見直しを図る。
  - 現在、本市では設定していない国の第8階層(従来、所得税額734,000円以上、新制度、市民税所得割額397,000円以上)を新たに市の第13階層として設定する。
  - 国が示す利用者負担のイメージに合わせると、階層ごとの利用者数が激変し、調定額が大幅に減ると見込まれるので、第3階層(国第3階層)の市民税所得割額を国の想定する48,600円から25,000円とし、第10階層(国第5階層)の市民税所得割額を国の想定する169,000円から164,000円とする。
- 保育短時間認定の利用者負担金は、保育標準時間の利用者負担金の▲1.7%を基本として設定する。

4. 1号認定を受けた子どもの利用者負担額(幼稚園、認定こども園の短時間部)

A. 現行の幼稚園保育料

現行の幼稚園就園奨励費

市助成額(国基準どおり)		保護者実質負担額(左の助成額を保育料※から差し引いたもの)	
階層区分	助成額	階層区分	保育料
① 生活保護世帯	25,700円	① 生活保護世帯	0円
② 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	16,600円	② 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	9,100円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	9,600円	③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	5,200円	④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0円	⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※表右欄の保育料とは幼稚園保育料の全国平均額25,700円

B. 国の改正イメージ

幼稚園保育料の全国平均額25,700円から就園奨励費を助成した後の保育料額とする。

現行 保護者実質負担額		新制度 教育認定を受けた子どもの利用者負担イメージ	
階層区分	保育料	階層区分	保育料
① 生活保護世帯	0円	① 生活保護世帯	0円
② 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	9,100円	② 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	9,100円
③ 所得割課税額 77,100円以下	16,100円	③ 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④ 所得割課税額 211,200円以下	20,500円	④ 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤ 所得割課税額 211,201円以上	25,700円	⑤ 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

給付単価を限度とする。

5. 2・3号認定を受けた子どもの利用者負担額(保育所、認定こども園の長時間部、特定地域型保育事業)

A. 現行の保育所保育料

本市の保育料は国の保育所徴収金(保育料)基準額のおよそ70%で設定している。

保育所徴収金(保育料)基準額表(国基準)			本市の保育料表			
階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	0~2歳児	3歳児	4・5歳児
① 生活保護世帯	0円	0円	① 生活保護世帯	0円	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	② 市町村民税非課税世帯	2,500円	1,500円	1,500円
③ 市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円	③ 市町村民税均等割のみの世帯	8,500円	6,000円	6,000円
			④ 市町村民税課税世帯	9,500円	7,000円	7,000円
④ 所得税額 40,000円未満	30,000円	27,000円	⑤ 所得税額 1,000円未満	15,500円	12,000円	12,000円
			⑥ 所得税額 20,000円未満	16,500円	13,000円	13,000円
			⑦ 所得税額 30,000円未満	20,000円	17,500円	17,500円
			⑧ 所得税額 40,000円未満	25,500円	19,400円	18,000円
⑤ 所得税額 103,000円未満	44,500円	41,500円	⑨ 所得税額 80,000円未満	37,000円	26,800円	24,700円
			⑩ 所得税額 103,000円未満	40,000円	27,400円	25,000円
⑥ 所得税額 413,000円未満	61,000円	58,000円	⑪ 所得税額 413,000円未満	51,000円	29,600円	25,300円
⑦ 所得税額 734,000円未満	80,000円	77,000円	⑫ 所得税額413,000円以上	53,000円	29,600円	25,300円
⑧ 所得税額 734,000円以上	104,000円	101,000円				

国保育単価を限度とする

B. 国の改正イメージ

保育料額は変えずに、階層区分を所得税に等しいと考えられる市民税所得割に置き換え

現行 保育所徴収金(保育料)基準額表			新制度 保育認定を受けた子どもの利用者負担イメージ				
階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円	③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
④所得税額 40,000円未満	30,000円	27,000円	④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤所得税額 103,000円未満	44,500円	41,500円	⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥所得税額 413,000円未満	61,000円	58,000円	⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦所得税額 734,000円未満	80,000円	77,000円	⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧所得税額 734,000円以上	104,000円	101,000円	⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円